入会権確認請求を伴わない地域集団財産訴訟

江

渕 武

彦

Ħ 次

二 裁判例の紹介 一まえがき

地域集団の実体

熊本県人吉市薩摩瀬部落〔2〕青森県つがる市菰槌部落〔1〕 名古屋市中川区東起町町内会 [3]

3

2

大阪府泉南市兎田部落〔6〕 福岡県新宮町下府第一部落〔5〕

5

4

福島県いわき市平地区豊間〔7〕

三重県桑名市大字北猪飼、猪飼、古野部落〔10〕

判決の検討

1

7 6

2 事例の個別的検討 事例の整理

五 結びに代えて

入会権確認請求を伴わない地域集団財産訴訟 (江渕

一 まえがき

端組織のごとき働きをしているのである。しかしその一方で、行政から独立した、住民による私的自治組織としての 団体のような新しい組織体であったりする。それらは、行政と住民との連絡という役割をになう。いわば、 :国の各地に存在する地域集団は、一方で伝統ある村落共同体であり、 他方では、新興住宅地に設けられた住民 行政の末

性格も有している。

世帯と新世帯が入り混じって生活し、一個の住民組織を形成している地域と、同じ地区内といっても旧世帯と新世帯 という地域もあれば、都市化の波に洗われて多くの外来世帯を受け入れたところもある。後者はさらに、 の居住地区が明確に違っていることから、両者が住民組織を分離し別々に運営している地域に分かれる。 区や集落、部落などと呼ばれる歴史の古い住民組織においても、これまでほとんど新世帯の転入をみたことがない 旧来からの

次的法源、共有の節(二六三条の場合)や地役権の章(二九四条の場合)の規定を第二次的法源とすることを定めて 二九四条に、「共有の性質を有する入会権」「共有の性質を有しない入会権」として規定し、「各地方の慣習」を第一 めぐって現地の人々が見解を異にして争い、訴訟にまで到ることがある。かかる財産については、民法が二六三条と 現在にまで受け継がれていることが珍しくない。不動産も、集会所の土地や建物といった小規模のものもあれば、区 ものが多い。このような町村は、神社、山車など祭礼に関する財産や不動産を所有することが多く、これがそのまま 有林、部落有林などと呼ばれる広大な山林原野も認められるのである。このような不動産につき、その法的な性格を ずれの場合であっても、古い歴史をもつ地域集団は、明治初年期の町や村、もしくはその一部である組であった

とを明らかにしている。 分など重要事項に関する全員一致原則等を定める。また判例は、入会権が入会地地盤所有権登記の影響を受けないこ いる。慣習とは、その集団の掟を指すことばであり、全国共通して、転出失権、 持分譲渡の禁止または制限、

集団側が紛議の相手方に納得のいく説明をなしえないことがある。訴訟に移行する原因の一つがそれである。 がある。これは、集団を相手として不当な権利主張をする側が、慣習(掟)が第一次的法源たることを理解していな 登記名義人が集団財産であることを争い、または部外者が自己も集団構成員であることを主張して、訴訟に到ること いことが原因である。ただ、この無理解が、財産管理主体たる集団側にも存在し、訴訟の前段階における協議の場で、 それにも拘わらず、入会地の地盤所有権登記を有すること、あるいは、当該地域に居住していることのみをもって、

中で付随的に入会権の主張がなされた)事例について、その適否、判決の問題点を検討することを目的とする。 れども、入会権確認請求が欠落していたために、裁判所が、実質上、審理を拒否したケースも認められるのである。 たがって結果としては、当該事件については入会権の主張がない方法で適当であった)、と見られる事例もある。け あるいは、入会権確認請求訴訟の形態をとれば、当該訴訟の争点からして、問題を複雑にしてしまったであろう(し れないことがある。そのような訴訟の中で、とくに入会権の主張がなくても支障がなかったと認められる事例がある。 正しく入会権の主張をなせばまだ問題は少ない。しかし、弁護士自身の入会権の不認識が原因で、その主張が行なわ 本稿は、入会財産に関する訴訟であるにも拘わらず入会権確認請求が行なわれなかった(または所有権確認請求の 訴訟の段階に到り、集団側代理人となる弁護士が、入会権に関する正確な認識にもとづき、裁判所に対して

一 裁判例の紹介

しておきたい。 はじめに、地域集団が有する土地(または立木、あるいは収益金の配分)をめぐって争われた裁判例を簡単に紹介 いずれも戦後の判決であるが、 部、 判例集等に公刊されていない判決がある。それらについては、

末尾に資料として主要部分を掲載しておきたい。

〔1〕仙台高秋田支判昭和四〇年三月二四日(判例集未登載)

区が、同山林の立木伐採許可を県知事あてに申請したところ、同知事よりその認可処分があった。しかし、X部落 求めたのに対して原審がこれを認容。Xらが控訴し、同保安林が伐採されれば農作物に被害を及ぼすと主張 (他住民二名)がこれに異議をとなえて伐採禁止の仮処分を申請し、これが認められた。Yが上記仮処分の取消しを 係争山林は、青森県西津軽郡木造町(現在はつがる市)X部落内の保安林(防風林)である。同地区所在のY財産

部落の住民の同意を得ていないとの理由で、係争山林伐採禁止仮処分を取消す原判決を取消した(最判昭和四一年七 本控訴審は、Xらの主張を容れて、Xらの保全しようとする権利は当該総有権であって、係争林伐採認可申請がX

〔2〕福岡高判昭和四五年二月二六日(戦後入会判決集一巻二三〇頁)月一日で本判旨確定)。

林が部分的に伐採され、 るYら八五名にその一部を支払った。この組合の構成員でない地域住民Xら五二名がYらおよび人吉市を相手として、 係争地は、熊本県人吉市S部落所在の市有財産であり、ここに官行造林が行なわれていた。昭和三五年以降、 収益金の一部が市に支払われた。 市は、 地元部落住民のうち「山組合」という組織を構成す 同森

その配分を求める訴えを提起。

組合員に限られるとして、Xらの主張を認めなかった(最判昭和四八年三月一三日戦後入会判決集一巻二一七頁で本 原審および本件控訴審とも、 同収益金の配分を受ける権利者は、同部落住民全員ではなく、「山組合」を構成する

〔3〕名古屋地判昭和四六年四月六日(判タ二六四号二二二頁)

して、Yに対し、将来の係争地売買契約締結の際に移転登記を求めるとの訴えを提起した。 財産であるとして売却に反対し、移転登記に協力しないとの態度をとった。そこでXが係争地をXの総有に属すると 総会でその一部の売却が決議されたにも拘わらず、上記一○名のうちの一人であるYが、係争地は登記名義人だけの 係争地は、名古屋市中川区X町内会によって管理されていたが、代表者一○名の共有名義で登記されていた。 X の

権を有するものではないとして、Xの請求を認容した。 本判決は、係争地は法人格なき社団たるXの総有であるとし、登記上の共有名義人はXの機関にすぎず実体上所有

〔4〕 大津地判昭和四七年一〇月一六日(判時六九六号二二〇頁)

として抹消登記を求める訴えを提起した。原審で、権利能力がない社団たるXには登記能力がないとして敗訴となっ あり現在は部落外に居住するAが、その登記上の共有持分をYに売却し移転登記を経由した。そこで、XはYを相手 記されていたところ、これが日野町へ売り払われることとなった。ところが、登記名義人のうち、 たので、控訴するとともに、部落代表者であるZがYを相手に自己への移転登記を求める当事者参加を行なった。 係争地は、滋賀県蒲生郡日野町X部落の管理するプール用の敷地である。この土地がX部落代表者二名の名義で登 かつて部落総代で

係争地がX部落所有であることを認めたものの、原審同様に登記能力を欠くので登記請求権を認めるこ

入会権確認請求を伴わない地域集団財産訴訟

とが出来ないとして、 Xの訴えを棄却。しかし、Zによる移転登記請求を認容し、 実質的には部落側勝訴となった。

〔5〕福岡高判昭和四八年一〇月三一日(判タ三〇三号一六六頁)

は、 地が原被告三部落の共有ではなく、部落住民が共有している私的な共有山林でありこれらの者で構成される「山 落の共有に属すると主張して提訴。第一審(福岡地判昭和四二年九月二二日戦後入会判決集一巻二九五頁)は、 離設立された。Xは、これまでYとYの共同で管理されてきた土地について、YYを相手に、係争地がXを含む三部 落有財産として管理され、部落代表者三名の記名共有名義で登記されていた。もともと農村であったY部落 九年六月二八日戦後入会判決集一巻二九四頁で本判旨確定)。 所有であると判示して、Xの主張を認めなかった。本件控訴審もほぼ同様の認定により控訴を棄却した(最判昭和四 係争地は、 都市化の影響を受けて、外来の非農家世帯が増加した。そのため、新世帯だけを構成員とするX部落がYより分 明治期に国より地元民が取得したもので、福岡県粕屋郡新宮町大字S所在のY部落とY部落の共同の部 [組合]

〔6〕大阪高判昭和四八年一一月一六日(高民集二六巻五号四七五頁)

係争地は、大阪府泉南市X部落の管理する土地であり、部落代表者四名の名義で登記されていた。このうち一名が

原判決はすべてこれらを認容。控訴審で、Xは、原審でのXによる所有権の確認請求に加え、Xは法人格なき社団で 死亡し、その相続人Yらが被相続人の登記上の共有持分について相続登記をなし、X部落に対して係争地が登記名義 あるから係争地はX部落住民の総有に属し、係争地についての登記は、Xの代表者Aの個人名義になされるべきもの 人らだけの共有財産だと主張した。Xは、Yを相手に係争地所有権確認ならびにXへの移転登記を請求したところ、

本判決は、社団資産が構成員の総有に属しているとされる場合であっても社団が所有権を有しているものと異なら

Aへの移転登記を求める訴えに変更した。

であるとして、Xへの移転登記請求を取下げて、

ないとして、XによるYからAへの移転登記請求を認容した。

〔7〕仙台高判昭和五一年一二月二七日(戦後入会判決集一巻三六二頁)

個人財産として、その登記上の持分を他地域居住者Yに譲渡し、その旨の移転登記を行なった。そこで、同区の代表 福島県いわき市T区(区は通称)が管理する土地につき、登記上の共有名義人の一人であるYが、これを名義人の

者XらがYYを相手として、Xらへの移転登記を請求する訴えを提起。原審(福島地いわき支判昭和五○年一二月一

するとしてYYらの所有権を否定し、YからXへの移転登記を認めた。 五日戦後入会判決集一巻三六○頁)は、同区を「権利能力なき社団」とし、係争地が区の構成員全員に総有的に帰属

本件控訴審判決は、原審の判旨を認容し原判決理由をそのまま引用して控訴を棄却した(最判昭和五二年一〇月一

三日戦後入会判決集一巻三五九頁で本判旨確定)。

〔8〕 大阪高判昭和五二年一二月一六日(判タ三六二号二二七頁)

所有権を主張するので、同部落代表者Xは、Yらを相手としてXへの移転登記を請求する訴えを提起。原審は、 係争地は、奈良県大和高田市I部落の管理する溜池である。その敷地の一部に登記名義を有するYらがその部分の

落が係争地の自主占有にもとづいて所有権を時効取得したとの理由で、Xの請求を認容した。

が、係争地について原審が認めた時効取得を否定し、Xの請求を認容しなかった(最判昭和五三年九月一九日戦後入 本件控訴審判決は、係争地以外の溜池敷地については、法人格なき社団たるI部落の構成員の総有に属するとした

〔9〕津地四日市支判昭和五三年二月一六日(判時九〇三号八六頁)

入会権確認請求を伴わない地域集団財産訴訟

(江渕)

会判決集二巻一七四頁で本判旨確定)。

三重県桑名郡木曾岬村S地区所在の土地改良区が、同区所有として換地処分を行なった土地につき、S部落住民の

いとして、換地処分後の登記名義人YYを相手として移転登記を請求する訴えを提起。YYは、係争地が部落住民 人であるXが、右土地は自己所有地の一部であり、土地改良区よる換地処分によってもその所有権の影響は受けな

五名の共有ないし総有であり、自らは当事者適格を有しないと主張した。

当事者適格を認めた。 として登記名義を有することについては、民訴法四七条(現行規定三○条)の選定当事者と同視しうる、としてその 記の抹消を認めるためには登記義務者として、現に表示されているYY被告とせざるをえない、またYYらが代表者 本判決は、係争地が部落住民の総有であることを認めた上で、総有的帰属についての登記が認められない以上、登 しかし、土地改良法による換地処分後は、 旧地の範囲を理由とする所有権の主張は許されない

〔10〕最判昭和五五年一二月二三日(判例集未登載

として、Xの請求を認容しなかった。

岩石売却代金の配分を命じたものの、係争地分割請求は認めなかった。原審(名古屋高判昭和五三年七月三一日戦後 例研究入会権(1)四七頁、 売却代金の配分、係争地の分割を求める訴えを提起した。第一審(津地四日市支判昭和四二年六月一二日民法総合判 の岩石を売却して収益を上げたため、XXがYを相手に、 係争地は、三重県桑名郡多度町(現在は桑名市)X部落、X部落、Y部落の共同管理地である。Y部落が係争地内 が一転して上記請求のすべてを棄却したのでNら上告。 戦後入会判決集二巻七四頁)は、 係争地が三部落の共有に属することの確認、 係争地が三部落の共有に属すること、 およびYが取得した ならびに岩石

権利義務の主体たりえないとの理由で、 本上告審判決は、三部落を「権利能力なき社団」とした上で、その資産が構成員の総有に属し社団自体は私法上の 原審と同じく全請求を棄却した。

入会判決集二巻七八頁)

〔11〕金沢地七尾支判昭和六二年九月三〇日(判時一二七二号一二三頁)

張。本案についてYは、係争地がかつてN区有財産であったことは認めたが、その余のXの主張は否認した。 条の社団にも該当しないので、XがN区区長として提起した本訴は当事者能力を有しない者の訴えとして不適法と主 前の問題として、N区は事実上の住民の集団にすぎず、公法上の団体(行政区画)でも財産区でもなく、民訴法四六 示であることを理由に、真正なる登記名義の回復を原因とする所有権移転登記を求める訴えを提起した。Yは、本案 地につき相続登記を経由したので、N区区長XがYを相手として、明治二七年のN区からYへの係争地売渡が虚偽表 納税額を増して同人に選挙権者としての資格を得させていた。Yの子孫Yが、昭和五二年から五六年にかけて、 明治二七年に、Yに区有林を仮装譲渡し、N区がこれまで納付してきた地租を、以後はY名義で支払い、形式上Yの を一五円以上の直接国税を一年以上納付した者に認めていた。N区においては、 係争地は、石川県鹿島郡能登島町所在のN区有林である(区は通称)。明治二二年衆議院議員選挙法は、 同地区の選挙権者を増やすために、

当事者能力を有する」ので、「N区区長Xが原告として提起した本訴は適法」とした上で、本案については、明治二 七年売渡が虚偽表示であることを認めて、XのYに対する係争地所有権移転登記請求を認容した。 本案前の問題については、「N区は独立の存在を有する権利能力のない社団としての実体を有し、 〈略〉

〔12〕福岡高判平成五年三月二九日(判タ八二六号二七一頁) 福岡県宗像市大字T区有の墓地および溜池であり、登記簿表題部所有者欄にYらの名で登記されていた。

後入会判決集三巻六○頁)はXの主張を認め、係争地が(一部売却された土地を除き)T区の所有に属することを確 T区において、 地所有権確認の訴えを提起。 係争地につき所有権保存登記をすることとし、T区代表者Xが、Yの相続人Yらを相手として、 同相続人のうち、 他地域に住むYらが争った。原審 (福岡地判平成三年一○月二三日戦

入会権確認請求を伴わない地域集団財産訴訟

認した。Yらは、右除外地以外の係争地について控訴。

四七年六月二日(民集二六巻五号九五七頁)を引用して、かかる不動産については「右構成員全員のために信託的に 社団代表者個人の所有とされる」との判断の上で、Xによる係争地所有権確認請求を認容した。 本件控訴審は、 右除外地以外の係争地が「権利能力なき社団であるT区の構成員の総有に属する」とし、 最判昭和

〔13〕福岡高那覇支判平成七年一一月三〇日(戦後入会判決集三巻二六頁)

により、係争地はX部落が入会権の対象として所有するに到った、と主張した。これに対して、Y部落はXの部落が 当事者能力や係争地に関する当事者適格を欠くこと、係争地がY部落住民の総有に属することを主張した。 提起し、その原因として、明治三二年から三六年にかけて実施された沖縄県土地整理事業(本土の地租改正に相当) 字有地であった。Y部落による係争地管理に、同村内のX部落が異議をとなえ、係争地の所有権確認を求める訴えを つ、「権利能力なき社団」による所有権確認請求であること理由に、実質的な審理をせずにXの訴えを棄却。 (那覇地沖縄支判平成二年一二月二○日戦後入会判決集三巻三三頁)は、X部落の当事者能力・当事者適格を認めつ 係争地は、沖縄県中城郡北中城村字Y地区所在の、Y部落が管理し、部落における諸行事等を開くためのいわゆる

本件控訴審判決は、係争地がXYのどちらの入会地かについて詳細な審理の上で、X部落の主張を退けて控訴を棄

〔11〕名古屋地判平成八年六月一八日(戦後入会判決集三巻二四一頁)

としての認可を受けた「X区自治会」が、係争地はX所有物であるとして、Yの相続人Yを相手として、その所有権 れていた。X地区においてほぼ全員を構成員とし、 係争地は、愛知県小牧市大字X地区における林野であり、登記簿表題部所有者欄に、「共有総代Y」名義で登記さ 平成五年に地方自治法二六〇条の二における「地縁による団体」

確認を求める訴えを提起した。

が右各土地を所有するに至ったものというべきである」として、Xによる係争地所有権確認請求を認めた。 本判決は、係争地をもって、もともとX区総構成員の総有の土地であったとし、「その後X区の法人化により原告

〔15〕大阪高判平成九年一二月一八日(戦後入会判決集三巻二三三頁)

行為であるとして、YYを相手として、土地明渡しその他を求める訴えを提起。原審(大阪地堺支判平成八年二月二 取得したとの前提で、これを黙示的にYに管理委託したもので、本件貸付はYの管理権濫用でありXらに対する背信 としてY観光会社に貸し付けた。K地区内に組織された非農家を含むX自治会らは、昭和一五年頃同溜池の所有権を 載されていた。この池の管理主体たる大字Kを始めとした七大字所在の水利集団連合体は、水利土功会を経て、 二三年普通水利組合となり、昭和二五年、Y土地改良区となった。昭和四七年、Yがこの池の一部をゴルフ練習場用 係争地は、大阪府堺市K地区所在の灌漑用溜池であり、登記簿表題部所有者欄には「大字K外六大字共有地」と記

かかるものであると認めるのが相当である」として、Xらの控訴を棄却した。 本件控訴審判決は、係争地は「法形式的にみると七大字(村落共同体)の水利団体の構成員(受益農家)の総有に

三日戦後入会判決集三巻二二一頁)でXら敗訴。

三 地域集団の実体

にかけて現地調査を実施した。ここでは、その成果にもとづいて、各地域集団の状況、財産管理の実体、 これら一五件のケースのうち、[1][2][3][5][6][7][1]の七地区において、昭和五七年から六一年 判決から知

入会権確認請求を伴わない地域集団財産訴訟 (江渕)

については、現在と比べて増減があると思われる。また、財産管理についても状況に変化があるかもしれない。 ることのできない紛争に関わる事情などについて述べたい。ただ、すでに二○年以上前のデータなので、住民数など

現時点の状況より訴訟から比較的日が遠くない時点で得たデータの方が、判決を検討する上で重要である。 あ

1 青森県つがる市菰槌部落〔1〕

えて、調査当時の状況を述べたい。

(1) 集団組織および財産

となった。 飯岡村の一部となった。 青森県つがる市大字菰槌は、戸数二二四戸の部落である。 飯岡村は昭和三〇年木造町に編入、 木造町は他町村との合併により、 かつて旧菰槌村であったが、 明治二二年・町村制により 平成一七年につがる市

相談役一〇名、書記兼会計一名が置かれている。 菰槌部落(X)の組織は「常会」とよばれ、部落の全世帯を構成員とする。部落総代 (常会長) 一名、 副総代二名、

推測される。同松林は、古くから菰槌部落の農地(林檎畑)の防風林の役割を果たしており、保安林指定はこれが理 係争地は松林(三七・九ヘクタール)で、保安林に指定されている。この土地は、明治期に官有地に編入されたと

いることについて、 この山林は、 部落の入会地として古典的利用にも供されてきた。そのため部落では、この防風林が国有林となって 早くから危機意識がもたれていた。そこで、部落では、これについて正式に払下げを受けること

とし、昭和三四年にこの運動が奏効している。

由である。

_

されている。 だと思われるが、菰槌部落では、「菰槌財産区(Y)」を組織し、同松林を財産区財産と位置づけて、これに権利を持 はよくわからないが、これによって、 より保存登記され、 つ者を「財産区権利者」と称した。森林の間伐、下草刈などの管理は、すべて「財産区権利者」の出役によって実施 この間、 未登記で、 部落組織と菰槌財産区とは完全に切り離されていた。たとえば、部落役員と財産区役員とはまったく別 昭和三四年三月二四日売買を原因として木造町へ移転登記された。町名義で登記されたいきさつ 表題部所有者欄には、「官有地」と記載されていた。 町が実体上の所有権を取得したというわけではない。おそらく、 昭和四六年五月二四日付で農林省名義に 町からの指導

間伐材の売却益などの収益は、すべて地域の共益のために使用されてきた。たとえば、学校建設の際、 「地元負担金」の名目で右収益金の中から拠出されている。 用地買収費

慣習に若干の変化をもたらした。それは、 識の上では入会集団そのものであった。林地払下げ以前の古い時代においては、 の住民がその入会権者であった。 ようになった。もともと、上記保安林については、前述のように、古くから地元住民が入会利用に供しており、 れほど厳しい条件はなく、部落に居住して一戸前と認められていれば、とくに古典的利用については制限がなかった。 本来、財産区は、地方自治法上の特別地方公共団体にほかならないけれども、 財産区組織以降は、 加入要件として、一〇年以上の居住と「財産区権利者」の過半数の承認が必要とされる しかし、この林地払下げにあたって置かれた菰槌財産区という方式が、これまでの 入会権取得にあたっては「財産区権利者」として認められるという要件が 入会権者としての加入についてはそ 「菰槌財産区」は、 地元部落民の意

必要となったことである。

2) 紛争に到る事は

の取消を求める訴えを提起しこれが認容されたので、さらに部落側がその取消を求めたのが本件である。 森地裁鯵沢支部に申請したところ、これを認める決定があった(昭和三七年三月一九日)。そこで、財産区が同決定 る部落住民が組織する菰槌部落を原告、伐採許可申請主体たる財産区を被告として、上記伐採を禁止する仮処分を青 間で、この伐採が農作物に被害を与える危険性が指摘され、住民と町との間で対立を生じた。そこで、伐採に反対す 、町長)により保安林伐採許可申請が青森県知事あてに出され、これが認められた。これに対して、 当時の木造町当局により菰槌財産区有林の伐採が検討された。その結果、 菰槌部落における消防団を増強するため、 消防自動車の購入が計画された。その資金の一 同森林の所有者たる財産区の管理者 地元部落住民の 部を賄う

ぱら自治機関であったということでもなく、町が財産区に関与する部分が少なくないという事情があった。財産区は、 者」という名称によって、入会権者が入会地たる本件森林管理に携わってきた事情はあった。しかし、 13 伐採申請の主体が財産区管理者たる町長であったからである。同財産区については管理会が設けられ、「財産区 わば菰槌部落における入会権者と、町行政との間の綱引きにおける綱の役割をはたしていた。 部落が財産区を被告としたのは、 前述のように、形式上、財産区が本件森林の地盤所有権者であり、 財産区がもっ 知事に対する

が、 ために、 いう本件森林の性格から、地上立木所有権が財産区に帰属するという主張が出せないほどに、地元住民の権利(共有 総有との主張が出ている。ここでやや奇妙な印象を受けるのは、 この訴訟において、入会権の語はまったく用いられてはいないが、かろうじて、部落より、 その主張がなされた形跡はない。裁判所が部落側の主張を認容したのは、このためである。おそらく、 本件森林の地盤所有権と立木所有権の双方が財産区に帰属するとの主張が財産区から出てもおかしくはない 財産区側がこれを争わなかった点である。 係争森林の立木が 防風林と 勝訴する 部落

の性質を有しない入会権)が明確であったということであろう。

(3) 判決確定後

までの入会権は消滅し、 出資によって、菰槌生産森林組合が組織された。 昭和五六年に、入会林野近代化法による整備が行なわれ、部落住民二一四名の記名共有登記を経由し、その持分の 現在、 地盤所有権は、この組合名義となっている。 財産区はこれにより完全解消となった。この整備事業により、これ

2 熊本県人吉市薩摩瀬部落〔2〕

(1) 集団組織および財産

は住民の記名共有名義によって登記された。これらの入会地管理のため、入会権者によって上記組合が組織された。 民有区分により官有地に編入されたようだが、明治三○年頃になるとその一部が払い下げられるようになり、それら の農業集落であり、 部落という全世帯からなる地域集団がある。同部落は、戦前はもとより、 [2] 事例で問題となった集団は、 外来の非農家世帯はまったくといってよいほどなかった。部落有入会地の多くは、明治初年の官 熊本県人吉市大字薩摩瀬所在の通称薩摩瀬山組合である。 戦後も昭和三○年頃までは、一○○戸程度 同大字には、 薩摩瀬

西瀬村と部落との間で、将来、国から村へ支払われる収益金の半分が、さらに部落へと支払われることになっていた。 は、官行造林が行なわれている。もともとこの統一事業は官行造林が主目的であった。そのため、 ようで、大正一○年頃、この土地が部落有林野統一の対象となり、当時の西瀬村の村有財産へと編入された。編入後 年・国有地不要存置処分による。払下げの後には、表題部所有者欄につき部落名義とされた。ただ、それが災いした 統一条件が付され、

係争地(約五五ヘクタール)は、やはり官有地に編入された入会地である。この土地の払下げは少し遅く明治四○

入会権確認請求を伴わない地域集団財産訴訟

よる管理が続けられた。なお、昭和一七年に人吉市が西瀬村と合併し、薩摩瀬部落との契約上の地位を承継した。 もともと、山組合による管理地は、この官行造林地を含め、二○○ヘクタールにのぼっていた。しかし、 当時は、 採薪採草のため、この山林の利用が住民の生活に不可欠であったため、統一後も、 事実上、 昭和三〇 山組合に

六

約一○○ヘクタールが売り払われた。また、昭和三五年以降、官行造林地の一部、約一七ヘクタールについて

に支払われ、そのうちの一部は組合員に配分された。伐採跡地については、組合で植林計画を立て、一部にくぬぎ木 伐採され、大正一○年時の統一条件に従って、人吉市が国から交付された収益分収金のうち半分が組合(当時八五名) の植林が行なわれた。しかし、 資金や組合員の離農進行という事情から、育林が中止され、市に対して入会権が放棄

記上の共有持分を他に譲渡しても、 組合員各自の持分意識は明確であるが、 合員数は減少傾向にあり、 組合員は大字薩摩瀬地区から転出すれば失権し、新規加入は、 現在、 七四名である。前述のように、 組合は一切これを認めないという確認が行なわれている。 組合の内外を問わず譲渡は禁止されている。また、 組合管理地の中に記名共有名義の山林があるために、 分家・外来者ともに認められていない。 組合員が組合に無断で登 そのため組

(2) 紛争に到る事情

分を受ける資格を有するとして、分収金の配分を求める訴えを提起した(これら非組合員は、 自営業者がほとんどであったが、 および入会権者Yら八五名を相手として、係争地はもと部落有であったものだから、 昭和三五年以降に組合に分収金が支払われた点について、大字薩摩瀬地区内に居住する非組合員Xら五一 旧来の世帯から分家した者が若干名含まれる)。 部落に居住する全世帯がその配 外来の会社員や商店等 市

審はこの訴えを棄却したが

(熊本地判昭和四二年四月一三日)、それは、

同部落所在の部落住民全世帯からな

存置国有地として国から払い下げがあり、その際に、登記簿表題部所有者欄に「薩摩瀬」と記載されたものであるが、 西瀬村に寄付したのはこれらの者であり分収収益金を受けるのはこれら組合員(Yら)のみである、という理由であ る上記山組合の組合員各自が金銭負担をして本件山林を取得し共有者となったこと等を前提として、 Xらは、これを財産区とする見地にもとづいて上告している。しかし、 ほぼ全面的に第一審を引用して山組合側の主張を認めている。この土地について、明治四○年・不要 最判昭和四八年三月一三日は、これ 同山林を当時

を容れずに上告を棄却した。

けは確かである。 張が、正面から財産区論を理由にしているのかどうかはっきりしないのだが、少なくとも入会権の主張がないことだ 争であり、本質的な争点は、 Xらが非農家であることが、あえて代理人が入会権の主張を避けた原因なのか、よくわからない。 求めるXらは、 この訴訟の実体は、 入会権取得ではなく、「部落」が財産区であるという理由で上告している。 その理由は何だったのか。Xらの訴訟代理人が入会権について認識が乏しかったのか、 入会権者たる住民と、そうでない 転入世帯が入会権を新規に取得したかどうかである。それにも関わらず、 (比較的近年の非農家としての転入者である) 下級審におけるXらの主 収益金配分を 住民の間 の紛

代による「売払願」に、「部落ニ於テ府県設置以前ヨリ入会慣行ノ縁古ヲ有スルニ付」との理由が付されており、 決はこれに触れている。その上で、判決は、本件山組合について、「それは通常の共有形態であって各自に持分があ 当事者からの入会権の主張がない状況下において、裁判所は、 その譲渡は自由とされていた」と述べている。 第一審は、 明らかに入会権について意識をしている。まず、 すなわち、第一審判決は、本件においては入会権が解体し、 明治四〇年国有地払下げに際しての、 その主張に沿った判断をするのは致し方ない。 当時の部落物 個人 判

的共有の状態に移行したと判断したふしがある。

入会権確認請求を伴わない地域集団財産訴訟

査によれば、少なくとも、組合員外への持分譲渡は認められておらず、「その譲渡は自由」であるとはいえない。こ この判決は入会権に持分がないことを前提としている。この議論には異議をとなえざるをえないし、また、 私の調

会権を中心とした議論が回避されてしまったところに特徴がある、ということである。 たといわざるをえない。ただ、そのことはしばらく置くとして、要するに、この事例において、入会財産について入 の集団において、明確な入会廃止の合意は認められず、なお、市有地上の共有の性質を有しない入会権は存続してい

これを回避するのはうなずける。また、第一審裁判所が、当事者が入会権の主張をしないためにその判断をしないと いうことも理解できる。しかし、Y側の訴訟代理人が強固に入会権を主張し、Xら非農家転入者の入会権未取得を主 Xら非農家転入者からすれば、議論が入会権の土俵に持ち込まれることは不利になるから、 訴訟作戦上の 理由から

3 名古屋市中川区東起町町内会〔3〕

張しなかったことについては不可解としかいいようがない。

集団組織および財産

の非農家が増加する一方で、旧来からの住民の中からも離農する者が多くなった。後述の訴訟提起当時は、すでに農

名古屋市中川区東起地区は、もともと名古屋市街近郊の農村で、昭和初期には八○戸ほどであった。その後、

外来

家は一○戸足らずとなり、しかも多くが地区内に農地を持たない、いわゆる通勤農家であった。 かつて、この地域全体で一つの部落が形成されていたが、この集団は前述の変化により、 通常、 都市住宅地の住民

この地区には、主として地域所在の白山神社の維持管理費をまかなうための水田 (お宮地と呼ばれる) 八筆があっ 自治組織へと変化し、「東起町町内会(X)」と呼ばれるようになった。

大正一一年二月に、提供者一○名によって地主会が組織され、お宮地はこの一○名名義で登記された(同年三月一三 れたものである。登記は、一部未登記のものを除き、この一○名の中から代表者が選ばれて、その個人名義とされた。 た。これらの土地は、もとは地区内の一○名の所有であったが、大正年間に同神社の基本財産として、共同で提供さ

の収益は地主会が管理し、神社維持費にあてられた。 お宮地については、地区内の組単位に当番制で耕作者が選ばれ、 これらの者によって耕作が行なわれた。そ

旦。

部落全体の管理に移すべきだとの意見が強くなった。そのため、管理が部落へと移されたが、その際、 昭和四年に、この地域に大規模な小作争議が発生した。お宮地もこの争議の影響を受け、地主会の管理ではなく、 従来からの当

るようになった(希望者の決定は入札によった)。このように、部落による管理が始められたため、お宮地からの収 番制による耕作という方法が改められ、希望者にこの土地を貸し付けて使用料を部落が徴収するという方法が採られ 神社だけでなく、部落の共益費としても使われるようになった。登記は従前通り地主会会員一○名の名義のま

まであったが、死亡者については、家督相続人による相続登記が行なわれた。 戦後に到って、右の土地は実体上、地域の集団的な管理が行なわれていたために、農地改革の影響を受けることは

どいなくなったため放置され、収益を得ることができなくなった。そのために、 なかった。昭和四○年代に入ると、地域の脱農化が著しくなった。お宮地についてもその耕作を希望する者がほとん 神社や集会所など地域の財産の管理

紛争に到る事

が行き届かなくなり、

建物の老朽化がひどくなった。

町内会 (当時はこの呼称が定着していた)では、これらの建物管理のため、お宮地を売却してこれを基金とし、そ

入会権確認請求を伴わない地域集団財産訴訟

(江渕

九

する地主会より、 登記に協力しないと主張した。そこで、町内会が原告となりYを相手として、昭和四年に係争地の管理処分権限を有 会の財産ではなく、登記名義人だけの財産であるから町内会に処分権限はなく、したがってこれらを処分しても移転 会の総有に属すること、および町内会がこれを処分した時には、Yが移転登記に協力する義務のあることの確認を求 の売却を決定した。ところが、この土地について相続登記によって登記上の共有持分を取得したYが、これらは町内 の利息を管理費にあてることとした。そこで、役員を臨時に増員するなどして協議し、町内会総会において正式にそ 町内会がその贈与を受け、以後、町内会財産として維持管理してきたとの理由で、 係争地が同町内

はない、町内会は法人ではないから係争地所有権を取得しえないと主張した。 これに対して、Yは、原告町内会のいう地主会は係争地処分権限を有していなかったので係争地が贈与された事実

める訴えを提起した。

訴せず、同判決が確定した。 会でその処分を決議した場合には、右処分の目的を達するため必要な登記手続をなす義務をもつと判示した。 共有名義人は同町内会の機関というべきであり、実体法上係争地の所有権を有するものではないから、 [3]判決は、同町内会の主張を認め、係争地は「権利能力なき社団」たる東起町町内会の総有であって登記上の 同町内会の総 Yは控

(3) 半沙研定後

よって買い取られ、二筆に店舗が、残りの土地には住宅が建設された。 され、宅地として売り払われた。町内会では、優先的に地元住民に売却したいと考えていたが、三筆が地域外住民に 以上のように、 町内会勝訴となったので、係争地の売却が進められることとなった。その際、 全八筆が一八に分筆

右の売却代金の一部は神社の社殿修理費等にあてられたが、残額は基金として預金され、利息収益が神社経費や地

域の共益費として利用されている。

和五八年時点で、

世帯数はそれぞれ二三〇にのぼっている。

和四九年に、 構成世帯が四○○を超えたことをきっかけとして、 同町内会が一部と二部に分離された。 調査の昭

4 福岡県新宮町下府第一部落〔5〕

(1) 集団組織および財産

増加し始めた。かかる世帯は、旧来からの農家と生活環境が異なるので、昭和三四年に、旧来からの集落地域を下府 であったが、昭和三○年頃から福岡市のベッドタウン化し、地区内の農地が宅地化して、 として、それぞれ集団組織を分離することとなった。 第一部落(Y)とし、主として外来の世帯が居住する(ただし旧来の世帯も若干居住する)地域を同第二部落 ており、それぞれに村落集団 事例の集団は、 福岡県新宮町大字下府所在の組織である。 (部落) があった。かつて下府部落は約六○戸、夜臼部落 同大字は、 もと下府と夜臼の二つの地区に分かれ (Y) は約三五戸の農業集落 急激に非農家の外来世帯が \widehat{X}

現在、この土地は集会所および小学校の敷地として利用されている。後者については、土地使用料が新宮町から第 古くから、下府部落有財産として土地が管理されており、 昭和三四年・組織分離後は、 第一 部落の財産とされた。

部落へ支払われている。

納める区費(月額四○○円)で、このうち、四分の一が集会所維持費にあてられている。 副区長一名ずつ(副区長は会計を兼務)、その他、 下府第一部落は、 世帯数は五四○。そのうち農家は、五○世帯にすぎない。役職として設置されているものは、正 評議員と称する理事職がおかれている。 部落の財源は、 各世帯が

入会権確認請求を伴わない地域集団財産訴訟 (江渕)

和三四年以前、

家世帯が激増し、 同第二部落、 外来者が集団役員を務めるなど、財産管理を含めた集団運営について変化が見られるようになった。 夜臼部落の三部落有の財産として管理されるようになった。その後、 第一 部落の地域も外来の非農

下府部落と夜臼部落の村々入会地一五ヘクタールがあったが、同年・組織分離後は、

(2) 紛争に到る事情

識が強かった。この共有財産管理のため、払下げからほどなく、両部落住民で「山組合」が組織された。 ては、当時、下府部落と夜臼部落の農家八六名が協力して資金を作ったため、 た。それは、大正一○年に国から払下げられた山林や若干の浜地合計一・八へクタールである。この払下げにあたっ 地域が農村から都市住宅地へと変化し財産管理がその影響を受けたが、なかにはまったくその影響のない財産もあっ 同土地については八六名共有という意

べき土地を旧来からの者だけで独占するのはおかしいという意見が生じた。当時は、まだ第一部落は旧来の者によっ て運営されていたので、第二部落が第一部落および夜臼部落を相手として、この土地が三部落の共有に属することの しかし、昭和四○年代に入って、第二部落の主要な役職を務める外来世帯から、本来部落有として三部落で管理す

所有だと主張。前述のように、この主張を認めた第一審の判断が控訴審および最高裁で支持され、第二部落敗訴となっ 確認の訴えを提起した。これに対して、第二部落および夜臼部落は、係争地は旧来からの者だけで構成する「山組合」

(3) 判決確定後

後の加入を認めず、前記最高裁判決が言渡された時点の一○九名に限られることとなった。この組合員のうち、 成文化するなど、 訴訟終了後、昭和五○年に、「山組合」の名称を「下府浜山共有財産組合」に改め、これまでの財産管理の慣習を 組織の整備が行なわれた。以前には、分家をした者の加入を認めていたが、 成分化した規約では今

部落居住の者は七五名、 同じく第二部落五名、夜臼部落二九名となっている。組合員の半数は農家である。

渡が禁止されており、 係争地の登記は、正副組合長三名の名義とされている。この土地における組合員各自の持分は、 組合員の中から、 一五名の理事を選出し、その中から組合長一名、副組合長二名、会計一名の役職が選ばれている。 大字下府の地域を転出すると失権する。この土地は、新宮町観光協会に対して夏季のみ海水浴 組合内外を問わず譲

場施設敷地として、また干魚製造業者に干場敷地として貸し付けられ、

収益は組合員に配分されている。

5 大阪府泉南市兎田部落〔6〕

(1)

集団組織及び財産

い。ただ、脱農化は著しく、農家数は約六〇、専業農家はそのまた一割に満たない。 大阪府泉南市兎田部落 X は、 世帯数一四〇の集落である。大阪市近郊ながら、 それほど都市住宅地化していな

約一五ヘクタールの山林が部落有財産として管理されている。かつて植林地の共同管理作業のため、

出役が行なわ

典的入会利用は行なわれなくなり、 れていたが、現在はまったく行なわれなくなった。もともと採薪採草の用にも供されていたが、最近はそのような古 部、 ゴルフ場用地として売却され、あるいは貸付けられている。また、 松茸の

出荷による若干の収入がある。 このように、以前とは異なって、 部落有財産から現金収入が得られるようになったが、これらの収入は構成員に配

部落会計に繰り入れられている。 分されることはない (昭和三○年頃、 松茸からの収入の一部が例外的に配分されたことがある)。原則として収入は

同部落には、 区長一名。水利委員二名、「水切り」とよばれる役員二名、共有地係三名がおかれている。 水利委員

入会権確認請求を伴わない地域集団財産訴訟

二四

は、 を引き入れる専門役員である。 溜池や農業用水路の管理責任者であるが、 副区長としての役割もはたしている。「水切り」は、 水田に農業用水

関しては総会にかけられ、全員一致で決議される。構成員は、 集団としての意思決定については、 日常的なものは役員会に任されているが、 転出によって失権する。 部落有財産の処分など重要な事項に

(2) 紛争に到る事情

義であった。昭和二三年に、共有地係の一人で地区内で住職をしていた者が死亡し、その法定相続人Yら四名が相続 部落有地の登記は、登記申請の際の区長(訴訟当時は退任)一名、および共有地係であった者三名、合計四名の名

求めたのが本件である。 期から法人格なき社団たる部落が所有・管理してきたものであるとの理由をもって、原告・兎田部落への移転登記を 登記をして当該山林につき所有権の主張をするようになった。そこで、部落を原告とし、Yらを相手に係争地は明治

移転登記の認容を注目すべきであるが、この訴えの変更によって、本件控訴審判決はこの問題については触れていな 変更(現部落代表者への移転登記請求) 前述のように、原審ですべて原告部落の主張が認められたものの、控訴審においては、勝訴した原告による訴えの が行なわれ、これが認められて確定した。原判決による法人でない団体への

(3) 判決確定後

61

受けた区長、 て、当時の区長へ移転登記された。これによって、登記は、 部落側勝訴判決が確定したため、争われた共有持分につき、昭和五二年に真正な登記名義の回復を原因とし 合計四名の名義となった。しかし、部落ではかかる事態の再発の危険性を少なくするために区長一名の 以前の区長、 共有地係二名、 およびYらから移転登記を

6 福島県いわき市平地区豊間〔7〕

(1) 集団組織と財産

半数は漁家である。 の二度に渡って国より払下げを受けたものである。当時の区長や隣組長、青年団など地区内組織の長など、合計四 福島県いわき市平所在の豊間区は、太平洋沿岸にある集落で世帯数七○○、これが四九の隣組に分かれる。世帯 問題の財産は、区有地約三・三ヘクタールである。これらは海岸沿いの浜地で、 昭和五年と六年

名または四二名の名義で登記され、区の財産として管理されてきた。

の財源となっており、 ○○円となった。区の借地料収入は年間三七○万円にのぼるが、すべて区の共益事業(道路整備、衛生、祭礼など) れが認められていない。借地料は三・三平方メートルあたり一五円という安さであったが、昭和五〇年代に入って三 ため、区有地のほとんどが宅地化し、地区内の分家を借地人としている。借地は分家に限られており、外来者にはそ 既存世帯の家族が分家して世帯を構える際に必要な宅地は、区がこの浜地を造成して希望者に貸付けてきた。その 借地料値上げによって財源にゆとりができたため徴収廃止となった) 構成員に配分されることはない。(以前に祭礼費用年間七○万円は各世帯より徴収されていた

の建物も敷地とともに区有財産として管理されている。建物の登記は、建設当時の青年団長名義となっている。 区有宅地の一角に集会所が設けられているが、これは、 区民からの寄付と市助成金 (四〇万円)で建設された。こ

度開かれ、 区の役員として、 予算・決算報告が行なわれる。構成員七○○名という大集団のために、総会はおかれず、常会は役員のみ 正副区長、 会計が各一名ずつ、また理事七名、 隣組長四九名がおかれている。区の常会は年に一

入会権確認請求を伴わない地域集団財産訴訟

で実施されている

(2) 紛争に到る事情

出させなければならない。ここで他の土地についても、将来、処分する必要が出てくることが予想された。そこで、 り渡してその旨の移転登記を行なったのが紛争の発端である。 たものだとして所有権を主張し、自己名義に相続登記をなした。その後Yは、当該登記上の共有持分を部外者Yに売 人であるAの法定相続人Y(Aの孫)が、これらの土地は区ではなく登記名義人らが個人として国から払下げを受け 和四一年一一月の常会において、当時の役員Xら三名の登記に改める旨の決議があった。ところが、登記名義人の一 今回の財産処分を機に、すべての区有地について、多数人の登記というあり方を是正すべきだという意見を生じ、昭 ついては相続登記を経た上で、その時点の登記名義人全員に登記手続に必要な書面に捺印させ、かつ印鑑証明書を提 う多数人の共有登記となっていた。そのため、買受人に対する移転登記義務履行のためには、他界した登記名義人に り、区は、それに応ずることとした。しかし、前述のように、区有地は、昭和初期の構成員四一名ないし四二名とい 昭和四○年頃、区有地の借地人の一部に、各自の借地区画所有権を当該借地人が買い取りたいという申し入れがあ

控訴審がそれを引用支持してXら勝訴。上告審でこの判旨が確定した。 前述のように、XはYらを相手として、Xらへの移転登記を求める訴えを提起。第一審判決はXらの主張を認容し、

第一審判決は、係争地の払下げを受けたのが区であると認定したが、その前提として区の集団としての性格につい

て、次のように判示している。

がないため、払下げを受けた当時の区長あるいは隣組長など豊間区の役職にあったものらを豊間区の構成員らの代表 - 豊間区はいわゆる権利能力なき社団であって、不動産登記法上その名義をもって所有権移転登記手続をなす方途

者として選出し、それらの者の名義で移転登記手続をなすこととし(たものである)。〈略〉本件各土地は豊間区の

構成員全員、即ち、福島県いわき市平豊間区に居住する住民全員に総有的に帰属するものであ(る)」

さらに、区と登記名義人の関係については、次のように判示する。

「登記上の共有名義人らは、豊間区の構成員全員のためその名義において登記することの委任を受けたものという

べきである」

その結果、判決は、Yの立場については、次のように述べている。

員全員のためにその名義をもって登記手続をなすべき旨の委任を受けたものであるから、右Aの相続人であるYはX らに対しその登記名義を移転すべき義務を負うものというべきである」 「Yの先々代Aと豊間区との委任関係は既に終了しており、他方、新たに代表者に選任されたXらは豊間区の構成

問題は、第三者ともいうべきYの立場であるが、これについても判決は、次のように判示している。

勿論であるから、真正な登記名義の回復をはかる場合に準じ、右各移転登記の抹消登記手続に代えて、Xらに対し

「右各土地が豊間区の構成員全員に総有的に帰属するものである以上、右各持分をYから取得すべき由のないこと

〈略〉各登記手続をなすべき義務を負うものといわなければならない」

7 三重県桑名市大字北猪飼、 猪飼、 古野部落 [10]

(1)三集団と財産

三重県桑名市所在の大字北猪飼、 同猪飼、同古野においては、各大字域を範囲として住民による部落 (順にX、X、2

Y)が構成されている(訴訟当時、 同大字は桑名郡多度町所在、平成一六年に同町は桑名市に合併された)。それぞ

入会権確認請求を伴わない地域集団財産訴訟

勤する住民が多い。 宅地とはいえない。ほとんど非農家はいないのであるが、さりとて専業農家もほとんどなく、桑名市や名古屋 れ世帯数五九、 五六、一七〇の地域集団である。三部落とも、 都市近郊農村というべきであろう。この三集団によって、四〇ヘクタールの山林が管理されてい 桑名市中心部や名古屋市に近い地域であるが、 都市 市 へ通

た。これが係争地である。

頭各四名の役員を置く。部落総会は毎年定期的に開かれ、 三部落のうち、 消防、 祭礼などの活動を行なっている。これらの活動にかかる費用は、各世帯が納める部落費(年額六○○○円) 北猪飼部落を例にとれば、 五九世帯がさらに四つの組に分かれ、正副区長、 部落組織のなかで、農道、 農業用水路、 会計各一名、 溜池などの維持管 四組 の組

で賄われる。

か、 管理も老人会によって実施されているが、収益は部落の共益費にあてられる。 らの神社が現在の諏訪神社に統合されたため、その敷地に部落の老人会により檜の植林が行なわれている。その維 北猪飼部落の財産としては、 五○アールほどの山林があげられる。この山林はもともと部落にあったいくつかの神社の敷地であったが、 後述の係争地とは別に、 神社、 共同墓地、 集会所 (建物のみ、 敷地は寺院所有) のほ

(2) 紛争に到る事情

明治二一年頃、 三部落が力尾部落の権利を買い取って三部落の入会地とした。土地台帳上三部落共有とされ、

前記三部落に力尾部落を加えた合計四部落で管理する山林四筆約四〇ヘクタールが、

村々入会地として管理されて

鎌以外の道具の使用が禁止(とりわけ鋸の使用禁止)されるという慣習があった。いきおい、古野部落と他の二部落 古野地区内に存在する関係で、 租税も三部落によって支払われた。ただ、力尾部落からの買取に際して古野部落の負担金が大きく、またこの山林が 古野部落の権利意識が強く、 古い時代には、濫伐を防ぐために古野以外の二部住民は

との間で対立が強かった。そこで、昭和五年に、これらの山林を分割して、それぞれ一村入会地にするための協議が

行なわれたが、配分割合の調整がつかずにまとまらなかった。

すべて三部落の共有に属することを明確にし、さらに分割を進めるべきだとの意見が出されたが、大勢を動かすには を受けて立木の伐採ができなくなったので、入会稼ぎはますます少なくなった。指定を受けなかった残り一筆(約 ○ヘクタール)については、古野部落により杉および檜の植林が行なわれた。その際、二部落より、これら入会地が 戦後、これら入会地に対する採薪採草などの古典的利用は少なくなった。とりわけ、 四筆のうち三筆が保安林指定

石材会社、砂利会社などに対し、合計一五四万円の代金をもって売り払われた。そこで、二部落が古野部落を相手と 昭和三五年から三六年にかけて、古野部落によって植林が行なわれた山林内の岩石が、 同部落によって建築会社

して(いずれも旧民訴法四六条)、係争地は三部落の共有に属するとの理由をもって、その確認、岩石売却代金の配

野部落住民の総有に属すること、二部落住民は地役的入会権を有するにすぎないこと、仮に係争地が三部落共有に属 古野部落は、三部落の当事者能力や所有権確認請求に関する当事者適格を争うほか、本案については、係争地が古

分、および共有地の平等分割を求める訴えを提起。

をなした。 するとしてもそれは個人主義的な民法上の共有ではないので、入会部落民全員の合意がないと分割できないとの主張

を放棄するか分割に同意しない以上、分割請求は許されないと判示した。しかし控訴審は、係争地に対する三部落 岩石売却代金の配分を認めた。ただし、 前述のように、第一審は、三部落の当事者能力および当事者適格を認め、係争地が三部落共有であることの確認、 かかる共有は、 所属住民の収益権確保を目的としたものだから住民が収益権

入会権確認請求を伴わない地域集団財産訴訟

関係について判断を避け、三部落を「権利能力なき社団」として、その資産は構成員の総有に属するとした上で、右 の社団自体が私法上の権利義務の主体となるものでなく右資産についての権利確認等の請求は社団構成員全員からの (固有必要的共同訴訟)にまつほかはない、として第一審判決を取消した。

れらの山林は古野部落単独で管理されている。ただし、積極的な利用が行なわれているのは、前述の植林地のみであ 上告審〔10〕判決は、全面的に控訴審を支持し、ほぼ同様の理由で北猪飼部落らの主張を認めなかった。

四 判決の検討

る。

事例の整理

となっているか、という点でみれば、次の通りである。 最初に、訴訟の形式面から各事例をみよう。まず、部落等法人でない組織集団、 代表者、構成員のいずれが当事者

- 2 代表者が原被告または参加人となった事例……〔4〕〔7〕〔8〕〔9〕〔11〕〔12〕 集団が原被告となった事例…………………〔1〕〔3〕〔4〕〔6〕〔10〕〔13〕〔15〕
- 3 構成員が当事者となった事例……………… [2]

地縁による団体が当事者となった事例…………〔14〕

て、相手方が集団の当事者能力を否認していないので、その有無が当事者間の争点から外れていたというべきかもし 右のうち、①において、裁判所が集団の当事者能力を否定したケースは一件もない。もっとも、 多くの事例におい

の主張に関係なく、その有無に関する調査が行なわれたと推測される。とすれば、本案が審理された事例すべてにお いて、裁判所が調査のうえ、集団の当事者能力を認めたといえよう。 れない。しかし、当事者能力は、訴訟要件であり裁判所の職権調査事項である。したがって、各事例において当事者

財産の帰属を中心に各判決を分類すると、次の通りである。

- 集団構成員の総有に属すると判示した判決…… [6] [7] [8] [9] [1] [15]
- 集団の総有という判示をした判決…………… [3]

集団の所有という判示をした判決…………… [4] [5]

以外の集団の所有が認定され、その結果、当事者集団の請求が棄却された事例である。 しているので、その意味においては、〔4〕は①に分類すべきこととなる。③に分類した〔4〕は、当事者たる集団 地縁による団体のケースである〔4〕では、認可以前の財産帰属については、裁判所が構成員の総有という判断を

を認めている以上、裁判所は各集団を民訴法上の「社団」として認めたことを意味する。ただ、実体法上の「社団」 断がなされたのであろう。集団の性格についてとくに言及していない〔1〕〔15〕も、同規定にもとづいて当事者能 〔11〕以外の事例では、集団が民訴法旧規定四六条にもとづいて当事者となっているので、その関係で社団という判 集団の性格を社団とした判決は、〔3〕〔4〕〔6〕〔7〕〔8〕〔10〕〔11〕〔12〕〔13〕である。このうち、〔7〕〔8〕

二四二二頁)は、いわゆる「民法上の組合」にも同規定を適用している。この最高裁判例の立場からするなら、訴訟 と訴訟法上の「社団」は、必ずしも概念が一致しない。たとえば、最判昭和三七年一二月一八日(民集一六巻一二号

法上の「社団」は実体法上の「社団」より概念が広いということになる。したがって、〔3〕〔4〕〔6〕〔10〕〔12〕 〔11〕は、当該集団を実体法の面からも「社団」と認定したとまではいえない。また、〔7〕〔8〕〔11〕は、民訴法旧

入会権確認請求を伴わない地域集団財産訴訟

相違については、後述する。

規定四六条の適用とは無関係に、当該集団を「社団」だとしているけれども、少なくとも、私が調査した〔7〕につ いては、むしろ入会権の主体たる入会集団とみるべきである。〔8〕〔11〕も同様だと推測される。社団と入会集団の

〔6〕はこれを認容した。原判決が確定し、同判決によるXへの移転登記申請がされても登記所はこれを却下したで 記名義人による権利主張は、いずれも当該登記だけが理由であり、実体上の裏付けは認められない。そのために裁判 判決が、係争地を(〔4〕は参加人代表者による請求を認めることで)社団財産として保護した。この六事例での登 あろう。もとより、この判決の立場がそのまま控訴審で認容される可能性は低かったものと思われる。控訴審におけ である。このうち、〔6〕の原審は、社団として認めたX部落の所有権確認請求ならびにXへの移転登記請求を認容 所は、係争地を集団財産として保護したのである。登記の有無に左右されない裁判所のかかる姿勢は、まことに正当 団財産か、それとも登記名義人個人の財産かが争点となっている。このうち、〔3〕 [4] 〔6] 〔7] 〔11〕 〔12〕の六 た事例が目につく。〔3〕〔4〕〔6〕〔7〕〔8〕〔9〕〔11〕〔12〕〔14〕の九件がそれである。いずれも、係争地が集 した点で注目される。控訴審では、前述のように、Xが自己ではなく代表者へ移転登記せよ、と訴えを変更しており、 これらの裁判の内容に立ち入ると、集団財産が代表者による個人名義の登記となっていたことが原因で紛争となっ

るXによる訴えの変更は、これが理由であろう。 もとより、法人でない団体の財産の実体は、その登記に反映しない。したがってこの点、 財産が団体所有物である

かかる訴訟においては争点ではない。入会財産をめぐる訴訟において、しばしば、入会権の主張が欠落するのは、こ は、単にこの問題を処理することだけが目的であり、当該団体がどのような性格のものであるのか、という団体論は、 という実体に忠実に判断すべきで、登記を中心に判断してはならない。これら地域集団が「社団」として扱われたの

のことを指している。

団については、最判昭和三九年一○月一五日(民集一八巻八号一六七一頁)が、その成立要件として次のように判示 「社団」とは、民法における社団法人や、商法における会社(とりわけ物的会社)の実体である。法人格のない社

の他団体としての主要な点が確定しているものでなければならないのである。」 員の変更にもかかわらず団体そのものが存続し、しかしてその組織によつて代表の方法、総会の運営、 「権利能力のない社団といいうるためには、団体としての組織をそなえ、そこには多数決の原則が行なわれ、 財産の管理そ

検討しよう。このうち、 そこで、この観点から地域集団につき「社団」と判示された〔3〕〔4〕〔6〕〔7〕〔8〕〔10〕〔11〕〔12〕〔13〕を 私が現地調査した地域は、[3] [6] [7] [10] の四件である。そこで次に、調査の成果に

もとづいて若干のコメントを試みたい。

2 事例の個別的検討

(1) 入会権主張の欠如が障害とならなかったケース

[3] 事例における東起町町内会の地区は、

地元郷社・白山神社を中心とした村落共同体 入会財産だったのである。戦後、この地域が脱農化し、入会権者でない外来世帯が多く居住するようになった。 (東起部落) が形成されていた。係争地は、この神社を維持するための

調査(昭和五八年)当時、すでに都市住宅地化していたが、かつては、

権者だけで構成される入会集団の組織分離が行なわれる。しかしこの地域では、そのような現象が見られない。 財産所在の地区に外来世帯が増加する場合、一般に、これら外来住民を含めた全世帯からなる地域住民組織と、

入会権確認請求を伴わない地域集団財産訴訟 (江渕

ころにある。すなわち、収益が入会権者に配分されることがないので、入会権者としての地位(入会持分権) 入会財産たる係争地が「お宮地」とよばれ、収益の使途が神社経費に充当されるという慣行が明確だったと に経済

えなくなる)についてまったく意識せず、都市化によって部落から町内会へと呼び名を変えつつ組織運営を続けてき 民を地域集団組織に加入させることによって生ずる組織の性格の変質(具体的にいえば、地域集団が入会集団とはい 的な価値が成立せず、入会権者の範囲を明らかにする必要性がなかった。そこで、旧来からの入会権者らは、 外来住

権を欲することがなかった。そのために、町内会という住民組織の運営を旧来からの住民に完全に委ね、 区に経済的な関わりもたない給与生活者なので、地域についての関心も、旧来からの住民ほど高くなく、 民へと移ることが珍しくないが、この地域においては、この現象は見られない。外来住民の多くは、 外来世帯数が旧来からの入会権者世帯数を大きく上回るようになると、組織の主導権が旧来の入会権者から外来住 いずれもこの地 自らはお宮 地域の主導

とき、入会権者は、疑いもせずにこれを町内会資産として争ったのである。 ない)町内会の資産であると認識してきた。そのために、同入会財産が登記名義人の個人資産だという主張が生じた この地区において、入会権者らは、入会財産がかかる外来住民を含めた(すなわち入会集団と評価することができ

地に関する地域の慣行をそのまま受け入れてきたのである。

思われる。仮に、この事件において、係争地の正確な法律関係を踏まえて争うとすれば、 の認識を基礎として訴えを提起した。このとき、同弁護士には、係争地が入会財産であるとの認識はなかったように この事件における町内会側の訴訟代理を担当した弁護士は、係争地が農地であったためか、 入会権者が原告となって、 以上のような入会権者

登記名義人Yを相手として係争地につき入会権確認の訴えを提起し、Yは入会権者からの委任により登記名義人となっ

任契約上の義務としての移転登記義務を負うに到る)との主張をすべきことになろう。しかし、この形の訴訟を提起 するについては、町内会側訴訟代理人としては、次のような困難な問題を抱えることとなる。 ているにすぎないから同委任契約に拘束される(入会権者が入会地を適法に処分した場合には、 Yは買受人に対し委

- この地域においてこれまで意識されてこなかった入会権者の範囲を明らかにしなければならない
- 有必要的共同訴訟であるとの見地から、裁判所は訴えを却下する危険性がある。少なくとも、Y側に、この主張の余 入会権者による共同訴訟の形式をとる場合、原告から一名でも入会権者の脱落があると、入会権確認訴訟は固

地を与えてしまう。

は入会集団とはいえないから、町内会による入会権確認請求は適当でないということになる。 共同訴訟を避けて当時の民訴法四六条によって提訴する場合、外来の入会権者でない者も構成員とする町内会

ら見れば、係争地を町内会資産として提訴する(入会権の主張をしない)というのが最も適当だったといえそうであ 法律的主張であるとしても、以上のような訴訟手続上の困難な問題を引き起こす可能性がある。したがって、 争点ではない。したがって、この訴訟において、入会権者が入会権の主張をすることは、たとえそれが実体に忠実な この事件における争点は、係争地が登記名義人の個人資産なのかどうか、というところにあり、入会権者の範囲は

推測される。法人格なき社団の法理において、当時、 民訴法四六条にもとづいて提訴し、裁判所が同法の「社団」として、その当事者能力を認容したことと関係があると なお、 [3] 判決は、 前述のように、 係争地を「東起町町内会の総有」と判断したが、これは、 判例学説ともに、すでに社団財産総有説が主流となっており、 同町 内会が当時の

る。

この事件における名古屋地裁の判断も 入会権確認請求を伴わない地域集団財産訴訟 (当事者の主張に関わらず裁判所が独自にこれを入会財産であると判断したの (江渕

ではなく)、これに依拠したものと思われる。

として擁するといった事情がない。したがって、この事件において、実体に忠実に提訴するとすれば、係争地が入会 如が致命傷となることはなかったといえよう。 地であることを前提として論を組み立てるべきであった。しかし、このケースにおいては、結局は、入会権主張の欠 て理解するのが正しい。この地域においては、〔3〕の地区におけるような、入会権者でない外来世帯を部落構成員 いた沿革や、転出失権、全員一致の原則からみて、典型的な入会地である。したがって、この集団は、入会集団とし 〔6〕事件も、〔3〕事件とほぼ同一のタイプである。〔6〕の兎田部落における集団財産は、採薪採草に供されて

も入会地たりうる。この土地も沿革からみて、入会地というべきである。ただ、この地域も、〔3〕と同様に、入会 権者でないと見られる世帯が相当数あり、訴訟技術の上で、入会権にもとづく訴訟が適当でないという事情が認めら 〔7〕事例では、係争地はもと浜地であり、現在はほぼ宅地化し借地として貸付けられているが、このような土地

か)どうかという問題は、結果論としては、審理の場においてはあまり重要な争点ではなかった、といえそうである。 ある。そのために、この集団が入会集団なのか(言い換えれば、集団を主体とする権利が共有の性質を有する入会権 [8] は、係争地が集団支配の客体か、そうでないのか (登記名義人の個人有と解すべきか)、という点が争点で

認めないとする判断をしているが、すでにこの見解が固まった時点において、〔12〕事例の原審は、係争地について 〔12〕は、きわどい裁判であった。この事件において、係争地が集団支配の客体と主張する原告(集団代表者)は、 集団有として所有権の確認を求めている。後述のように、昭和五五年二月八日に、最高裁はこれを

[9] [11] も同様である。

明確に「T区の所有」であるとする。社団財産単独所有説からは歓迎すべき判決ではあるものの、 のように形式論をもって棄却することなく、「構成員の総有」という、いわば補完をした形で妥当な結論を導いた。 原審は判示にあたって舌足らずであったというのが実情であろう。その控訴審〔12〕判決は、 いわゆる最高裁判

入会権主張の欠如が致命傷となったケース

部落が他の二部落に対して優先的な支配権を有するのか、というのが争点である。 相互の紛争で、係争入会地に対する権利について、三つの部落集団が平等の支配権を有するのか、それともひとつの .10〕判決は、ここで問題としている一五件の判決の中で最も問題が多い。この事件は、 村々入会地における集団

第一審は、上記争点について正面から取り組み、三部落間の平等を認定した。ただ、原告二部落による係争地の分割 地であるという主張をしていない。係争地が三部落の「共有」であることの確認請求の形態をとっているのである。 それにも拘わらず、この訴訟では、二部落が一部落を相手に、入会権確認請求にもとづき係争地が平等な村々入会

断を示したが、控訴審・上告審は、「共有権確認請求」の形式に拘泥し、実質審理に入っていない。 る。このように、入会権確認請求の形をとらない実質入会権訴訟において、第一審は、この実質に着目して正当な判 請求は認容しなかったが、およそ入会権が分割請求になじまない権利である以上、この第一審判決の判断は正当であ 人でない社団による所有権確認請求は不適法」という点につきるのである。ここで、入会権の問題を少し離れて、こ その理由は、

して、「権利能力なき社団の資産はその社団の構成員に総有的に帰属しているのであって、社団自体が私法上の権利 容している。しかし、 まず、上告審・下級審ともに、 控訴審・上告審は、 いずれも三集団における民訴法上の「社団」としての性格を認め、 その「社団」 が所有権確認請求をするのを許容しない。 その理 当事者能力を認

入会権確認請求を伴わない地域集団財産訴訟

(江渕

の問題を整理しておきたい。

義務の主体とはなりえない」というところにあり、その根拠として、次の判決を掲げている。

- 最判昭和三二年一一月一四日(民集一一巻一二号一九四三頁)
- 2 最判昭和三九年一〇月一五日(民集一八巻八号一六七一頁)
- 最判昭和四七年六月二日(民集二六卷五号九五七頁)

過去の最高裁判決の引用からして杜撰といわざるをえない。 の主体となりえない、などとは判示していない。この趣旨を示すのは、③のみである。この点、[10] 判決は、まず、 この三判決のうち、①②は、確かに社団財産が構成員の総有に属する旨を述べているが、社団が私法上の権利義務

なりえない」という結論を導くと考えたのであろう。しかしそれは、総有に対する誤解にほかならない。 おそらく、 総有とは、入会権者による入会財産の共有形態、すなわち入会的共有以外の何ものでもない。入会権は、一般に、 〔10〕判決は、「社団財産が構成員の総有」というテーゼが、「社団自体が私法上の権利義務の主体とは

民法上の個人的な共有とは異なり、権利者が慣習(掟)をもって集団を組織し、財産がこの集団によって所有・管理 態)が多くなっていることが指摘されている。入会におけるこのような現象を見ればわかるように、入会的な共有は、 入会集団が構成員(入会持分権者)のかかる使用収益を差し止めて共同で植林をする形態(留山-林野に対する天然草木採取の権利だと思われているが、そのような古典的共同利用形態は今日ではあまり多くなく、 ——団体直轄利用形

このような特徴から、 入会権は、集団的な支配力を基礎とする権利であり、それは、集団構成員(世帯)に帰属する持分権の総和である。 集団を構成する世帯を総合した法主体なのであり、この主体性は、法例二条を経て民法二六三条、二九四条を法 入会集団をもって、講学上、「実在的総合人」と呼ぶ。つまり、 入会集団は、入会権について

は、

される形態を指している。

的な根拠とする。このような組織が、総有集団にほかならない。

ではなく、本稿の範囲を超えるので稿を改めて論ずることとしたい。本稿では、〔10〕判決の問題点を明らかにする そのリーディング・ケースである。もとより、社団財産総有説には問題点が認められるが、この課題は入会権の問題 総有概念が入会財産以外の分野に転用されている。社団財産総有説がそれである。前記最高裁判決①は

の点が奇妙なのだが、ただ、①判決は、法人格を有しないながらも実体として存在し機能する組織体(社団)を、そ 法人でない労働組合(法人格なき社団-まず、ごく簡単に述べれば、民法二六三条、二九四条という特殊な規定をもつ入会集団と、①判決の事例における ――これについて民法は規定を置かない)をもって同列に論じられている。こ

に必要な範囲で、この説を検討したいと思う。

の実体通りに認め保護しようとした。②判決も同様である。社団財産総有説は、その道具だったのである。

ことによって、結果として当該団体を保護するところにあった。ところが、このような社団保護の判例の流れが突然 の当事者適格を是認するためだったのである。すなわちこの判決は、「社団自体が私法上の権利義務の主体とはなり である。③判決は何のために、かかる判断を示したのか。それは、社団資産所有権移転登記請求訴訟における代表者 えない」としながらも、その目的は、 ③判決は、①②が述べなかった事項を判示した。それが、「社団自体が私法上の権利義務の主体とはなりえない」 社団の権利義務を否定するというよりむしろ、代表者の当事者適格を認容する

とができない」からであるという。最高裁は、同一原判決に対するYらからの上告事件において、同日付で、 この最高裁判決は、法人でない社団による所有権確認ならびに不当利得返還の各請求を認めていない。その理由と 社団財産総有説を前提に、「権利能力なき社団自体は右のような財産について私法上所有権等の主体となるこ

入会権確認請求を伴わない地域集団財産訴訟

(江渕

に変わる。それが、XZからの上告に対する最判昭和五五年二月八日(判時九六一号六九頁)である。

号一三八頁、判時九六一号六四頁)。〔10〕判決は、この判決と同一の立場にある。 事者たる団体について、 当時の民訴法四六条を適用することを明らかにしているに拘わらず、 である (民集三四巻二

な訴訟提起、すなわち、村々入会権の確認請求をしていたらどうであったろうか。この場合、 傷となったといわざるをえない。 したものと解される)。結局、この事例では、入会財産をめぐる訴訟において、入会権の主張がなかったことが致命 はしなかったはずである(最判平成六年五月三一日民集四八巻四号一○六五頁は、入会集団の入会権主体性を前提と 高裁も、 [10] 事例において、仮に、係争地が三つの部落の村々入会であることを主張する集団が、 当該入会集団は法人格を有せず私法上の権利主体性がないからその入会権確認請求は不適法などという判断 おそらく、 入会という実体に忠実 控訴審も最

に与えたくないとの配慮が、 裁判所が団体の権利主体性を正面から認めることは、行政と司法が齟齬しているようにも見える。かかる印象を社会 記実務が法人でない団体の登記能力を認めないことと関わるものと思われる。団体名義で登記できないにも拘わらず、 うのは、おそらく、形式的理由にすぎないのであり、最高裁の本音は別にあるのではなかろうか。それは、不動産登 法人でない団体による所有権確認請求を、 右形式的理由の背後に窺える。この問題は本稿の目的の範囲を超えるので、稿を改めて 裁判所はなぜ忌避するのだろうか。「私法上の権利主体性がない」とい

③ 所有権の主張と共有入会権の主張

請求という形で訴訟提起をしている。前述のように、第一審は、その訴えを棄却しているが、判決理由に問題がある 共有の性質を有する入会権なのかどうかは、 .13] 事例における争点は、係争地が二つの集団のどちらの所有物なのか、というところにある。その権利の内容 主要争点ではない。そのために、 権利主張する集団は、

ので、以下に主要部分を原文のまま掲載したい。

を取得し、義務を負うことはあるが、この場合でも、その効果は構成員全員の総有に属するのであって、実体上、社 はできない(最高裁昭和三九年一○月一五日第一小法廷判決・民集一八巻八号一六七一頁、同昭和四七年六月二日第 二小法廷判決・民集二六卷五号九五七頁参照)。権利能力なき社団において、その代表者が、その社団の名で、 人格、すなわち権利能力がないのであって、権利能力なき社団自体が土地所有権等の私法上の権利の主体となること 「(Xが) その名において訴訟を追行する資格を有するといっても、 権利能力なき社団は、そもそも実体法上の法

そうすると、 本訴請求は、 権利能力なき社団であるX自体が本件各土地の所有権の主体であることを前提としてい

団自体に権利義務が帰属するわけではない。

るから、

結局、

として引用した。それだけでさえ問題なのに、この事件の第一審は、②判決が述べた「社団財産総有」の部分すら恣 る。[10] 判決は、 まことに驚くべき判決である。まず、この判決は、前述の〔10〕判決同様に、過去の最高裁判決の引用を誤ってい Xの主張は、それ自体失当である」 ②判決をもって「社団に権利主体性なし」と判示した判例なのだという。 ②判決が述べていない「社団に権利主体性なし」の部分を勝手に附加し、それを②判決の判旨だ 繰り返し強く指摘してお

れを過去の最高裁裁判例として引用したと言われても仕方がなく、〔10〕以上の杜撰判決というべきである。 ②判決は、「社団に権利主体性なし」などとは、一言も述べていない。同第一審判決は、②判決を読まずにこ

とのXの主張が記述されているが、この主張を見れば、 の一種であることは疑いない。 共有の性質を有する入会権を規定する民法二六三条は、所有権の章の中に置かれているので、この入会権が所有権 右第一審判決の中に、「本件各土地は字Xが入会権の対象として所有するに至った」 Xが共有の性質を有する入会権としての所有権の主張をして

入会権確認請求を伴わない地域集団財産訴訟

(江渕

一審は、これを怠り、Xは権利能力なき社団だから所有権主張を許容しないとしているのである。 ることは明らかである。したがって、裁判所は、慣習に従った審理をしなければならない。それにも拘わらず、 第

に留めたい。 実体法上の社団概念より広く認めようとする前述の最判昭和三七年一二月一八日に沿うものではないことを指摘する この問題もまた、必ずしも本稿の課題の範囲ではないので別稿に譲り、ここでは、同判決が、民訴法上の社団概念を この判決は、民訴法上の当事者能力という本案前の問題と、係争地所有権の帰属という本案の問題を混同している。

題とは関係ない。それが民法上の組合に当事者能力を認める最判昭和三七年一二月一八日の趣旨である。 たく問題はない。入会集団の実体は、典型的な社団型団体とは異質であるが、これは、本案前における訴訟要件の問 また、その主張の前提として、入会集団たるXが民訴法上の社団にあたるものとして訴訟手続を踏むことには、 らかに共有の性質を有する入会権の主張であり、Xが自己を入会集団として同入会権の主張をするのに何の非もない この事件において、Xの主張は、実体上も手続上も誤っていない。Xによる所有権の主張は、その趣旨からして明

はX部落の主張は退けている)。 この事件において、第二審たる前記控訴審は、詳細な実質審理を行なっている(ただし前述のように、 社団財産総有説に便乗して、事実上、実質審理を回避した第一審は、控訴審のこの 結果として

五 結びに代えて

姿勢を見習うべきである。

法人格なき社団として裁判例に表われる地域集団のうち、 山林原野、 農地などを所有する組織の実体は、 入

二六三条が、 会集団であり、その財産は、まさしく、入会集団構成員の共有に属する。前述のように、この共有については、民法 準共有については二九四条が、集団の掟たる慣習を第一次的法源とすることを明らかにする。この特殊

な共有こそ、総有なのである。 実在的総合人、すなわち、構成員の持分権の総和が、集団権たる入会権を構成するという集団形態は、いわゆる近

代的社団組織とは異質の概念である。ここに入会集団の本質がある。

においては、概ね、当該集団の実体を社団として争い、また、裁判所がその立場で判断して当該訴訟を合理的に処理 いない。この問題は、前述のように、おそらく訴訟代理人たる弁護士の入会権に関する認識と関わる。この種の訴訟 一で扱った裁判例においては、いずれも入会権確認請求がないか、もしく付随的にしか入会権の主張が行なわれて

うなケースも、わずかではあるが、存在する。しかし、入会財産を集団財産として守ろうとすれば、原則としては、 九条の存在理由を疑わせるほどの危うい理論をもって審理し、その結果、何の実質審理も行なわないという、[10] 社団法理ではなく、入会権の法理による処理をすべきである。入会権の主張がなかったために、裁判所が、民訴法二

している。むしろ、入会権の主張がなかったために、かえって訴訟手続や審理がスムーズであったという〔3〕のよ

判決や〔13〕の第一審判決の如き奇妙な判決も表われる。この種の訴訟の代理にあたっては、まことに弁護士の見識

が問われるところである。

どうであろうか(入会林野近代化法の適用を経ている場合には入会権の主張は難しいから、この場合は除いて考察す 産森林組合、 あるいは、入会権者らによる共有物としての所有権確認、 入会財産をめぐる訴訟において、集団財産としての保護を裁判所に求めるにあたり、 農事組合法人といった法人などを原告として所有権確認を求める訴状を提出してしまったという場合は または、入会権者によって組織されている土地改良区や生 当初、 社団による所有権確認、

入会権確認請求を伴わない地域集団財産訴訟

囥

体に忠実に入会権を主張すればより有利となる、あるいは〔10〕事例のように、 険性があるといった点を訴訟代理人が訴状提出後に気づいた、などという場合、 るといった措置をとった方がよいだろう。以下、最後に、かような訂正について、若干の指摘をしておきたい。 むろん、 別に入会権の主張をする必要はなく、所有権の主張で足りる。しかし、地元の入会慣習が争点となりうる、 係争財産が入会権の客体かどうかは重要な争点ではない(たとえば、境界確定訴訟など)という場合 入会権を主張しなければ敗訴する危 請求の趣旨や原因に入会権を追加す

告とする訴えについては抹消登記請求のみ取り下げるべきである。同取下がない場合には、 入会権と訂正すべきである。ついでながら、〔4〕事例のように、請求の趣旨の中に、集団財産の登記についての抹 があれば、 消登記が含まれている場合(たとえば部外者が登記名義人となっているという場合)、仮に集団を原告としていたら、 につき代表者については勝訴、集団については敗訴判決を言い渡すことになるだろう。 直ちに代表者を参加させて、この者に、集団代表者たる地位にもとづいて抹消登記請求をさせ、できれば、集団を原 地域(入会)集団を民訴法二九条の「社団」として提訴した場合、請求の趣旨や原因の中に「社団主体の所有権 訴えが棄却される可能性が強いので、この場合には、速やかに、当該「社団」主体の共有の性質を有する 裁判所は、 抹消登記請求

を請求の趣旨として追加することは差し支えないものと思われる。ただ、訴訟法学上の理論的な問題として、 会慣習についての争点が生じてきたなどという場合はどうであろうか。この場合、共有の性質を有する入会権の確認 入会財産につき、 共有の性質を有する入会権の主張がどのような関係にあるのかは、今後、検討しなければならない 個別的入会権者らの共有物として、共有権(所有権)確認請求を共同で提起したところ、 共有権 問題と

入会財産を、 土地改良区などの法人の所有物として提訴した後に、原告をそのままにして後に共有の性質を有する

団的権利としての入会権の主張が可能だと思う。ただし、この見解が、どこまで裁判所の支持を得られるかは、 するという、やや奇妙な形態の訴訟となる。私見としては、法人擬制説的な観点から、入会権者が組織する法人とし る共同訴訟か、または、民訴法二九条による集団的な入会権の確認訴訟の形態をとるに越したことはないということ ての形式は入会集団に着せられた衣にすぎないから、入会地がその法人の所有財産としての形式を踏んでいても、集 入会権確認請求を追加できるであろうか。この場合、原告は当該法人一名であり、この単独人が共有入会権の主張を(ピ) かかる困難な問題を生ずるので、当初から、入会権者による共有の性質を有する入会権確認請求を趣旨とす わか

資料

〔1〕仙台高秋田支判昭和四〇年三月二四日(昭和三八年⑶第八四号)

昭和三七年三月一九日同裁判所の「被申請人(被控訴人)は青森県西津軽郡木造町大字菰槌字三好野一一七番一号山 執行吏は前項の趣旨を公示するため適当な措置をとることができる。」との仮処分決定を得て、その頃その執行をな 林三七町九反八畝四歩の松立木を譲渡、伐採し、または伐採木を搬出してはならない。申請人等(控訴人等)の委任 したこと、右仮処分によって控訴人等の保全される権利が控訴人等主張の山林地上の松立木に対する控訴人等の総有 「一、控訴人等が被控訴人を債務者として青森地方裁判所鰺ヶ沢支部に対し控訴人主張の理由で仮処分申請をなし、

ことができる。すなわち、木造町消防団舘岡分団第二部 方式および趣旨ならびに弁論の全趣旨により成立を認める (控訴人茲槌消防団) 〈証拠証言略〉を綜合すると次の事実を一応認める の消防ポンプは昭和八年購入のもので

入会権確認請求を伴わない地域集団財産訴訟

(江渕

物であることは当事者に争いがない。

四 五 記消防自動車は現在菰槌部落の消防団において使用していることが一応認められる。 を締結していたためその代金の支払に窮し且つ消防庁長官よりの前記補助金の交付を取消されることも憂慮されたた 松立木を伐採処分することができなくなったこと、ところで木造町は被控訴人が青森県知事に対して前記伐採認可申 め昭和三七年三月三一日結局木造町一般会計より特別会計菰槌財産区に一二〇万円を一時流用してその支払に充て前 払方法契約と同時に一○万円、納入と同時に一二○万円、納入後三○日以内に七○万円を支払う約旨の下に購入契約 工事一四KW(一○○PB)級、ホイルベース三米級一台を代金二○○万円納入時期昭和三七年一月三一日、代金支 請をなすに先立ち昭和三六年一○月三○日訴外有限会社Aポンプ製作所との間に消防自動車A二級ガソリンエンジン に多大の悪影響があることを理由に前記伐採禁止の仮処分を得てこれが執行をなしたこと、これがため被控訴人は右 ではないと主張しかつ右松立木は防風保安林であってこれを伐採処分するときはその東方に存する林檎畑等の農作物 控訴人は青森県知事に対しこれが伐採認可申請をなし、昭和三七年三月七日をもってその認可処分を得たこと、しか 保安林の松立木の一部を伐採処分し、地元負担金に充当することを意図し、菰槌部落民の同意を求めることなく、被 に充つべき何等の財源がなかったこと、よって当時菰槌部落相談新岡喜逸および菰槌財産区管理者〈氏名略〉は本件 対し補助金の交付申請をなし、同年八月七日付をもって右補助金を交付する旨の通知があったこと、しかるに被控訴 老朽化していたため昭和三六年四月頃控訴人菰槌部落は消防自動車を購入せんとし、木造町を経由して消防庁長官に るに菰槌部落民は青森県知事が伐採認可した松立木は同部落民の総有に属し、被控訴人はその処分権限を有するもの 人菰槌財産区には本件保安林のほか格別の財産はなく、木造町にも同様右消防自動車の購入のため必要な地元負担金

かな配置を希望する陳情書であって、右書面中には本件保安林が被控訴人財産区に対するものとして伐採認可申請を 証拠略〉の一、二は木造町消防団楯岡分団第二部長〈氏名略〉の木造町長 〈氏名略〉 に対する消防自動車の

りず他に前記認定を左右することができる証拠はない。 であるとの了解の下に署名押印したに過ぎないことが認められるので同号証中前記認定に反する記述は信用するに足 ると右各号証の本文の記載は部落民の署名押印当時は存在せず単に消防自動車の配置を陳情するために使用するもの なすについては菰槌部落民が同意していたことを伺える旨の記載があるけれども、原審証人〈氏名略〉の各証言によ

察して判断すべきところである。よってさらに検討するに. を以って足れりとするものではなく、 情を以って足りるものではあるけれども、金銭的補償可能なりや否やは単に抽象的に金銭的補償が可能であるの一言 九条の所謂特別事情ありとするには仮処分により保全される権利が金銭的補償によってその終局の目的を達し得る事 達し得るものであることを理由に特別事情による取消を求めるのでまずこの点について判断するに、民事訴訟法七五 三、ところで被控訴人は控訴人等が本件仮処分によって保全さるべき権利は金銭的補償によってその終局の目的を 本案請求権の内容、仮処分の目的諸般の状況に照し社会通念に従い客観的に考

て一体として防風林としての役割を果たしていることが一応認められる。 二、三○米隔てて南北にわたり本件保安林に倍する松立木の生立する防風林帯が存在すること、右両地帯は両々相まっ 木二一○本を伐採処分することはその大半の松立木を失い本件保安林は崩壊に瀕すること、本件保安林の東方には約 により樹間密度は粗の状態にあり、 べきものがないこと、本件保安林は当地方の永年の維持管理によって育成されてきたものであるが、既に再三の間伐 帯を形成し日本海からわずかに一里有余の近距離に位置し、右保安林の西方には季節風を防ぐ地形上その他何等みる ○年生の松立木約三○○本の生立する幅員東西に約三○米、 方式および趣旨ならびに弁論の全趣旨により成立を認める〈証拠証言略〉を綜合すると、本件保安林は樹齢役一○ 被控訴人が昭和三七年三月七日付をもって青森県知事より伐採認可を受けた松立 南北に約六○○米にわたる地域であって、 所謂防風林地

四七

入会権確認請求を伴わない地域集団財産訴訟

(江渕

内外の黒松の老齢林地帯本調査の西方にあって」とあるは、 誤記と認められるので右認定の妨げとならない。 証拠略〉 の一(保安林内立木伐採許可申請に関する調査書) 同号証の二 (再調査による復命書) の県職員〈氏名略〉の意見中「帯状の林齢一〇〇年 の記載に照し東方の

的補償によってその目的を達し得るものとは到底認め難いところである。 ものであるから樹齢一○○年を閲する保安林の代替が求め難いこと等を彼此考慮すれば本件伐採禁止の仮処分は金銭 を解決するには自ら別途考慮の方法がないわけではなく、前記消防自動車の購入自体は一応所定の目的を達している 伐採できないときは木造町より一時流用支出を得た一二○万円につき未解決の問題を残すこととなるけれども、 て将来もまたこれを維持することを目的としているものであることが伺える。 て、その東方に存する農作物を日本海よりの季節風から護るため、父祖相承け永年にわたり保護育成しきたものであっ 以上認定の事実によれば控訴人等が本件仮処分で保全せんとする権利は本件保安林に対する総有権そのものであっ 被控訴人は消防自動車の購入の必要があり、本件伐採禁止の仮処分により異常な損害を蒙ることを特別事情として 他方被控訴人は本件保安林の松立木を

主張するけれども右主張の理由なきこと以上認定の事実に照し明らかなところである。

はその効力を失っているものであるから右の理由は爾余の判断をするまでもなく仮処分取消の特別事情にあたらない 右青森県知事のなした伐採認可処分の有効期間は昭和三七年三月三一日までであって該期日の経過と共に右認可処分 される虞れがあることを特別事情として主張するけれども方式および趣旨により成立を認める〈証拠略〉によれ 被控訴人はさらに本件仮処分により青森県知事より受けた本件保安林のうち松立木二一○本の伐採認可処分を取消

なお被控訴人は本件仮処分が取消されるときは再度青森県知事に対し伐採認可申請をなし得るに到ることを特別事

こと明らかである。

異常な損害として本件仮処分を取消す特別事情にあたらない以上被控訴人の主張はいずれの点からみても採用の限り 自動車の購入に関し木造町より一時流用支出を得た金一二〇万円を生産処理するためにほかならないから右の事情が 請手続をなし得ない理由はないのみならず、被控訴人が再度青森県知事に対し右松立木の伐採認可を求めるのは消防 情として主張するけれども本件仮処分が取消されないからと云って青森県知事に対し新たに本件松立木の伐採認可

八六条によりこれを取消すべく、訴訟費用の負担につき同法第九六条、第八九条を適用して主文のとおり判決する。」 しからば被控訴人の本件申立は理由がないから棄却すべく、これを認容した原判決は失当であるから民事訴訟法三

◇上告審・最高裁昭和四一年七月一日判決(昭和四○年河第四○号)

る特別事情がないと判断しているだけのことであるから、所論憲法の条項にかかわりはなく、 原判決は、青森県知事のした伐採許可処分の効力を云為しているのではなくて、 私法上所論仮処分を取消すにた 論旨は前提を欠き採用

10 最高裁昭和五五年一二月二三日判決 (昭和五三年が第一三五五号)

の結論が記述されているほか、原文が掲載されていない。よって、以下にこの判決の主要部分のみ原文で掲載してお *この事件の第一審および控訴審は、戦後入会判決集第二巻に掲載されているが、上告審〔10〕判決のみ上告棄却

審が適法に確定した事実関係のもとにおいて上告人らはいずれも権利能力なき社団であるとして原 審 0 判 断

きたい。

肯認することができ、また、権利能力なき社団の資産はその社団の構成員に総有的に帰属しているのであつて、 入会権確認請求を伴わない地域集団財産訴訟 (江 渕 四九

是認することができ、原判決に判例違反等所論の違法はない。」 る本件各請求は、失当というべきである。したがって、右上告人らの本訴請求を棄却した原審の判断は、 七頁参照)、上告人ら自体が本件山林共有権及び本件山林の岩石売却代金の分配請求権の主体であることを前提とす 民集一八巻八号一六七一号、同昭和四五年(1)第二三二号同昭和四七年六月二日第二小法廷判決・民集二六卷五号九五 第一小法廷判決・民集一一巻一二号一九四三頁、 自体が私法上の権利義務の主体とはなりえないものであるから(最高裁昭和二七年オ第九六号同三二年一一月一四日 同昭和三五年闭第一○二九号同三九年一○月一五日第一小法廷判決・ 正当として

Ė

1

2 月一八日民録二七輯二〇四五頁。 中尾英俊編『戦後入会判決集』〔平成一六年、信山社〕。全三巻から成り、平成一六年二月までの戦後の入会権に関す

大判明治三六年六月一九日民録九輯七五九頁。大判大正六年一一月二八日民録□三輯□○一八頁。大判大正一○年一

- る判決のうち、定期刊行される判例集に掲載されていない一八二の判決を掲載している。
- 3 ず、たとえば民法学教科書として古典的地位にある我妻栄著・有泉亨補訂『新訂物権法(民法講義Ⅱ)』〔昭和五八年、 であると思う」とまで批判されている(渡辺『入会と法』〔昭和四七年、東京大学出版会〕二〇二頁)。それにも拘わら ある(二三三頁)。入会権に詳しい川島博士のかかる記述に拘わらず、入会権に持分なしとするのが、必ずしも入会権 きは構成員たる地位――したがって共同財産に対する持分――を喪失するにかかわらずその償還請求権を有しない」と 研究を専門としない民法学者の通説であり、民法学の教科書には一般にそのように記述される傾向にある。これについ 限界内でしか 波書店〕二三一頁)に、「その構成員は、その共同の所有=利用権の持分を処分する権能を――全く、 たとえば、川島武宜「『部落会』と『部落』=入会団体との関係について」(川島武宜著作集第八巻 同じく入会権に詳しい渡辺洋三教授は、「現在の民法教科書の入会権に関する説明は全面的に書き改められるべき ――有せず、それらの権利客体の分割請求権を有せず、また、その地域(ムラ)から他へ転出移住したと 或はその集団 〔昭和五八年、岩

岩波書店]四三八頁は、| 部落民各自は、慣習上例外なく入会地について持分権を認められ(ない)」と記述し続けてお この部分の改訂の気配は見られない

- 同趣旨の下級審判決例として、東京高判昭和五九年七月一九日訟務月報三○巻一二号二七四四頁。ただし、
- 対して当事者能力を認めていない。 判時六六一号八一頁、宇都宮地足利支判昭和五六年九月八日判時一○四四号四二七頁が、民法の組合と認定した組織に べた最高裁判決以降も、福岡地判昭和四四年一二月二四日判時五九三号八三頁、前橋地沼田支判昭和四七年三月三一日
- (5) 農地が入会財産として総有的に管理されている実例の報告として、熊谷開作・武井正臣「農地の総有制 革」法社会学三五号〔昭和五八年〕一一三頁。
- (6) この時点で、最高裁は、すでに総有説に依拠している(最判昭和三二年一一月一四日民集一二号一九四三頁、 四〇年、岩波書店]一三三頁、松坂佐一『民法提要総則〈第三版・増訂〉』〔昭和四九年、有斐閣〕一二二頁など)。 る(於保不二雄「権利能力なき社団の法律関係」法学教室一号〔昭和三六年〕二五頁、我妻栄『新訂民法総則』〔昭和 かにしていた(「権利能力なき社団」民法研究Ⅰ〔昭和九年、弘文堂書房〕二九頁)。この説が、戦後において通説化す 和三九年一〇月一五日民集一八巻八号一六七一頁)。学説としては、戦前において、石田文次郎博士がこの見解を明ら
- 7 九五頁)。その詳細については、中尾『入会裁判の実証的研究』〔昭和五九年、法律文化社〕二五五頁以下。 裁判所が宅地に入会権が成立することを認めた事例として、福岡高判昭和五八年三月二三日(戦後入会判決集二巻二
- 9 8 中尾『林野法の研究』 [昭和四〇年、勁草書房] 一五三頁。渡辺・註(3)文献一九四頁。 森泉章『団体法の諸問題』〔昭和四六年、勁草書房〕四二頁。
- らに、その私的性格を明確にするために、「入会を目的とする私法的総合人」とも呼ばれている)。川島・註(3)文献 七〇頁。中尾『入会林野の法律問題〈新版〉』〔昭和五九年、勁草書房〕九四頁。 戒能通孝『入会の研究』〔昭和一八年、日本評論社〕二七四頁以下(ここでは、総合的実在人なる語が用いられ、さ
- 11 たら、甲が入会権を主張することは、社団財産であることを主張するより有利となる。入会権については、最判昭和四 したような場合、その丙が甲乙間の通謀虚偽表示を主張し、自らを民法九四条二項における善意の第三者と主張してき 甲集団財産の登記が代表者乙の名義となっており、部外者丙が実体を知らずに登記を信頼して乙と取引を

入会権確認請求を伴わない地域集団財産訴訟

(江渕

定した裁判例は、下級審に認められるのみで(東京地判昭和五九年一月一九日下民集三五巻一~四号一頁)、最高裁の 三年一一月一五日(判時五四四号三三頁)が同条項の適用または類推適用を否定するからである。社団財産にこれを否

(1))この問題について、江渕武彦「表示登記における旧村等名義の性格」〔平成一六年〕島大法学四八巻三号五頁ないし

判断がまだ見られない。

六頁、九頁ないし一一頁参照。